

事務連絡  
令和2年4月15日

関係者各位

こども部保育幼稚園課  
課長 目取真 洋子

### 新型コロナウイルス感染症に伴う復職時期等の変更について(保育所入所関連)

平素より本市の保育行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和2年4月6日付け「新型コロナウイルス感染症に伴う復職時期等の変更について(保育所入所関連)」での取り扱いを、下記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 育児休業中の方の復職時期の延長を認めます。

本市では、育児休業からの職場復帰について、「4月14日までに職場復帰すること」を条件に4月からの入所を許可しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「6月1日までに職場復帰すること」に変更いたします。なお、職場からの証明書等の提出は不要です。

※ならし保育につきましては、5月中に各自の判断・タイミングにて実施していただきますようお願いいたします。

#### 2. 入園申込時の勤務時間が満たせない場合も考慮します。

保育所(園)入所後は、申込時にご提出いただいた勤務証明書の勤務時間を満たす必要がありますが、勤務先等の休業や勤務先等が認める感染拡大防止対策として、申込時の勤務時間を下回る場合、次のとおりの取り扱いと致します。

※4月以降の給与明細等を6月中に提出すること。一月も満たせない場合には、再提出を求めます。

#### 3. 採用予定時期の変更及び内定取り消しや解雇となった場合も考慮します。

保育所(園)入所後は、勤務証明書に記載された採用予定の日より仕事を開始する必要がありますが、勤務先等の休業や勤務先等が認める感染拡大防止対策として、採用時期が延期となった場合及び内定取り消しや解雇となった場合には、次のとおりの取り扱いと致します。

※採用予定時期の変更…6月1日までに勤務すること。それ以降はご相談ください。

※内定取り消しや解雇となった場合…求職状況報告書の提出をもって、3ヶ月間の入所延長を認めます。

#### 4. 自主的な保育所(園)の休園が可能です。

本市では、一ヶ月以上登園されない場合には、退所としておりましたが、感染拡大防止対策として、5月30日まで自主的に登園されない場合にも退所には致しません。

※5月の保育料等については、改めてホームページ等でお知らせいたします。

(注) 今後、国や県、市の動向により変更となる場合があります。  
変更となった場合は改めてホームページでお知らせします。

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/18507>

